

吉野 納税だより

令和6年2月1日発行 第153号
発行所
公益社団法人 吉野納税協会
吉野納税貯蓄組合連合会
奈良県吉野郡吉野町丹治200-3
TEL 0746 (32) 2294 FAX 0746 (32) 1503
<https://www.nk-net.co.jp/yosino/>

所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は

2月16日～
3月15日です



令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付は令和6年3月15日までです。申告期限間近になりますと税務署は大変混雑することが予想されますので、確定申告はできるだけ早めにお済ませください。

還付を受けるための申告は、2月16日より前でも受け付けています。

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後で不足の税金を納めなければならないだけでなく、加算税や延滞税を納めなければならないことになりますのでお気をつけください。

なお、申告を行う必要のない人でも、個人事業税、個人住民税の申告は必要な場合がありますので、ご注意ください。

確定申告特集ページの開設

国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」が開設されております。
適正な申告のため、ぜひご利用ください。

消費税及び地方消費税の確定申告・納付もお忘れなく

個人事業者の令和5年分の消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、
令和6年4月1日となっています。

ご準備はお早めにお願いします。

贈与税の申告及び納付期限は3月15日です

令和5年分の贈与税の申告受付は、令和6年2月1日から3月15日までです。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりませんが、贈与税額が10万円を超える場合、金銭で一時に納付することが困難な場合は、5年以内の年賦で納める延納の制度があります。

こんな方は確定申告の必要があります

事業所得や 不動産所得 などがある人

令和5年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

土地や建物などを譲渡した人

令和5年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡所得に、5年以下なら短期譲渡所得になります。それぞれ別の方法で税額を計算します。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなつた日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることができます。

損失申告について

令和5年中の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることができます。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については振替納税の方法があります。

振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。

便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。

手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。

振替日は、所得税が令和6年4月23日、消費税が令和6年4月30日ですので、その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和5年分の申告と納税は令和6年4月1日までとなっていますが、3月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの纳税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

●課税取引金額計算表

・事業所得用　・不動産所得用　・農業所得用

●課税売上高計算表

●課税仕入高計算表

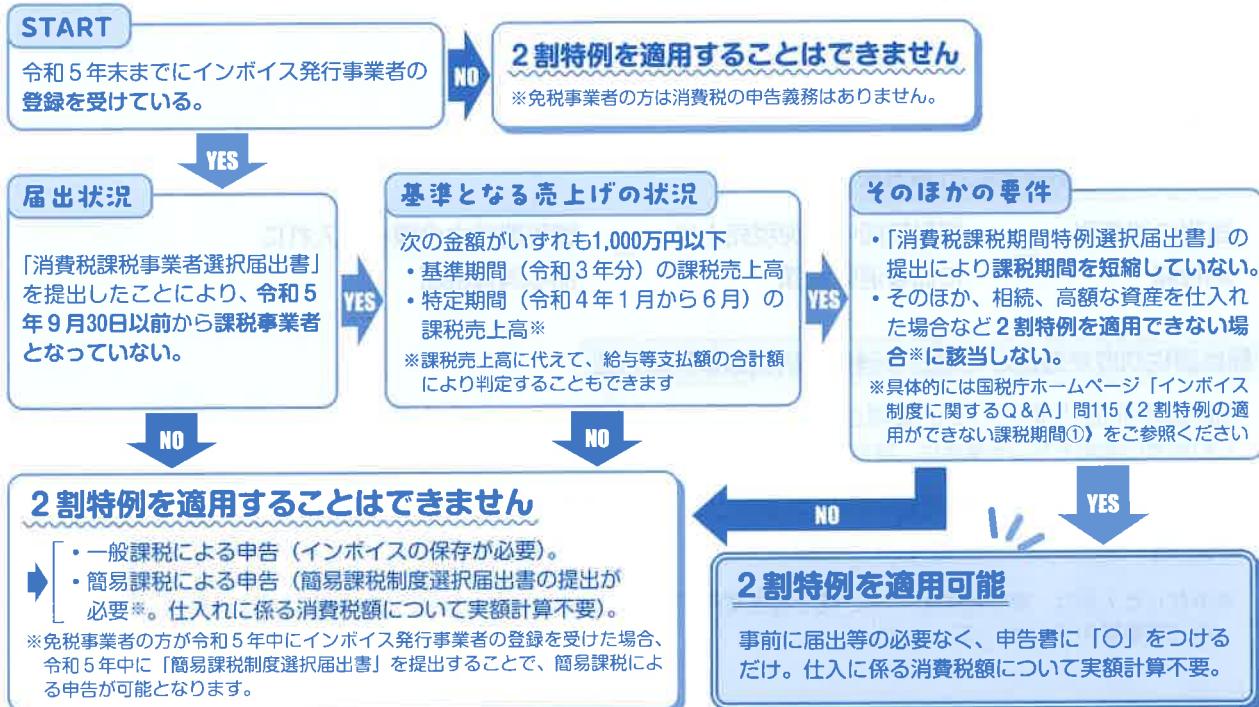
なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要があります。

インボイス制度における「2割特例」について

G インボイス制度における2割特例とは

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。令和5年分（登録日～12月）から令和8年分の申告まで、適用が可能です。

● 「2割特例」適用可否フローチャート



G 2割特例適用上の注意

- 2割特例を適用して消費税の申告を行う場合には、課税売上げに係る消費税額に80%を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。
- 2割特例を適用し（又は適用せずに）、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする（又は適用する）ことはできません。

G 2割特例を適用できなくなった場合の簡易課税制度の選択

2割特例を適用できなくなった場合など、2割特例を適用した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合には、適用を受けたい課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を適用できる特例が設けられています。



※原則的な消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日となります。

(出典：国税庁資料)

令和5年分 消費税及び地方消費税の申告・納付

■ 消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

- ① インボイス発行事業者の登録をされている方
- ② 基準期間（令和3年分）の課税売上高が1,000万円を超える方（※）
もしくは特定期間（令和4年1月1日～6月30日）における課税売上高が1,000万円を超える方（※）
※1,000万円の判定は原則として税抜処理を行った金額によりますが、免税事業者の売上げには消費税相当額が含まれていませんので基準期間が免税事業者の場合、その売上げがそのまま課税売上高となります（税抜処理しない）。
- ③ 課税事業者選択届出書を提出されている方

■ 消費税の納税額の計算方法

一般的な消費税納税額の計算方法

$$\begin{array}{rcl} \text{国税の消費税} & = & \text{課税期間中の課税売上げ} \\ \text{納税額} & & - \quad \text{課税期間中の課税仕入れに} \\ & & \quad \text{に係る消費税額} \\ & & - \quad \text{係る消費税額} \end{array}$$

簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」（※）で計算します。
(注)複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

$$\begin{array}{rcl} \text{国税の消費税} & = & \text{課税期間中の課税売上げ} \\ \text{納税額} & & - \quad \text{課税期間中の課税売上げ} \\ & & \quad \text{に係る消費税額} \quad \times \quad \text{みなし仕入率} \\ & & \quad \text{に係る消費税額} \end{array}$$

※みなし仕入率は、第1種事業90%、第2種事業80%、第3種事業70%、第4種事業60%、第5種事業50%、第6種事業40%となっています。

2割特例を適用した消費税納税額の計算方法

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方のうち一定の要件を満たす方については、売上税額の2割を納税額とすることができます。

$$\begin{array}{rcl} \text{国税の消費税} & = & \text{課税期間中の課税売上げ} \\ \text{納税額} & & \times \quad 20\% \\ & & \quad \text{に係る消費税額} \end{array}$$

■ 地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

税率6.24%、7.8%適用分

地方消費税の納税額=国税の消費税納税額×22/78

仕入税額控除の適用について

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要となります。インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合（80%・50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

令和5年分 確定申告記載事項等チェック表

チェック箇所等	項目	参考事項
記載事項等 第一表	住所	納税地は、事業所等の所在地を所轄する税務署に申告する人を除き住所地（住所地のない人は居所地）とします。
	個人番号	個人番号（マイナンバー）を記入します。本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
	源泉徴収税額	一時・雑所得に係る源泉徴収税額がある場合には、所定欄の記載漏れがないかチェックします。
	申告納税額	黒字の場合のみ100円未満の端数を切り捨てます。
	各合計欄	記載漏れがないかチェックします。
第二表	特例適用条文等	各種の特別償却（租税特別措置法10条他）、社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法26条）など、課税の特例の適用については条文の記載が要件とされています。
	雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額がある場合は、その領収書
	社会保険料控除 [※]	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等
	小規模企業共済等掛金控除 [※]	支払った掛金の額の証明書
	生命保険料控除 [*]	支払保険料等の（平成23年12月31日までに契約した一般の生命保険料は証明書など 9,000円超のもの、個人年金保険料その他はすべてのもの）
	地震保険料控除 [※]	支払保険料等の証明書など
書類の添付又は提示	寄附金控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証（ただし、政治献金の場合は選管等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」）などまた、特定の公益法人、学校法人などへの寄附については、受領証のほか、その法人が公益の増進に著しく寄与する法人である旨の証明書又は認定証の写し
	医療費控除	医療費控除の明細書・医療費通知
	租税特別措置法に規定する特別償却又は所得税額の税額控除	それぞれの特別償却又は所得税額の特別控除に関する明細書など
	住宅借入金等特別控除（控除1年目） 住宅借入金等特別控除 [*] （控除2年目以降）	「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（居住年により不要制度あり）など一定の書類
	認定住宅等新築等特別税額控除	「認定住宅等新築等特別税額控除額の計算明細書」などの一定の書類
添付等	住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除	「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」、「増改築等工事証明書」又は「住宅耐震改修証明書」など一定の書類
	政党等寄附金特別控除	「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を経由して交付された選管等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」
提出	青色申告決算書 又は収支内訳書	税務署から送付された所定の決算書又は収支内訳書

(注1) ※印は、給与所得者で年末調整の際に控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

(注2) 令和5年分以後の財産債務調書については、改正前の提出義務者に加えて、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する人も提出義務があることとされました。また、提出期限は翌年6月30日に変更されています。

令和5年分 所得控除額一覧表

雑損控除額	差引損失額 - 総所得金額等の合計額×10% 災害関連支出の金額 - 保険金等で補填される金額 - 5万円 (注) 差引損失額 = 損害金額 + 災害等関連支出の金額 - 保険金等で補填される金額			いずれか多い方の金額																					
医療費控除額	$(支払った医療費の額 - 保険金等で補填される額) - (10万円と「総所得金額等の合計額の5%」とのいずれか少ない方の金額)$			(200万円が限度)																					
社会保険料控除額	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除額 (上記と選択適用) (支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額 - 保険金等で補填される額) - 1万2千円			(8万8千円が限度)																					
小規模企業共済等掛金控除額	支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額 (国民年金保険料及び国民年金基金の掛金は支払を証する書類の確定申告書等への添付又は提示が必要)																								
生命保険料控除額	一般の生命保険料控除額 + 個人年金保険料控除額 + 介護医療保険料控除額 (①、②又は③) (①、②又は③) (①) ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る支払保険料のみがある場合の控除額 ・支払保険料が2万円以下 支払保険料等の全額 ・支払保険料が20,001円以上4万円以下 支払保険料等×1/2+1万円 ・支払保険料が40,001円以上8万円以下 支払保険料等×1/4+2万円 ・支払保険料が80,001円以上 4万円 (4万円が限度) ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る支払保険料のみがある場合の控除額 ・支払保険料が25,000円以下 支払保険料等の全額 ・支払保険料が25,001円以上5万円以下 支払保険料等×1/2+12,500円 ・支払保険料が50,001円以上10万円以下 支払保険料等×1/4+25,000円 ・支払保険料が100,001円以上 5万円 (5万円が限度) ③新契約と旧契約の両方に係る支払保険料がある場合の控除額(a、bいずれか多い方) a ①の控除額 + ②の控除額 (4万円が限度) b ②の控除額 (5万円が限度)			(12万円が限度)																					
地震保険料控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料の金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震保険料</td> <td>5万円以下</td> <td>(A)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5万円超</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>②旧長期損害保険料</td> <td>1万円以下</td> <td>(A)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万円超2万円以下</td> <td>(A)×1/2+5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2万円超</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>①、②の両方がある場合</td> <td colspan="2">(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ある損害保険契約等が上記①及び②のいずれにも該当する場合は、上記①と②のいずれか一方の契約のみに該当するものとして控除額を計算することになります。</p>			区分	支払保険料の金額(A)	控除額	①地震保険料	5万円以下	(A)の金額		5万円超	5万円	②旧長期損害保険料	1万円以下	(A)の金額		1万円超2万円以下	(A)×1/2+5,000円		2万円超	15,000円	①、②の両方がある場合	(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)		
区分	支払保険料の金額(A)	控除額																							
①地震保険料	5万円以下	(A)の金額																							
	5万円超	5万円																							
②旧長期損害保険料	1万円以下	(A)の金額																							
	1万円超2万円以下	(A)×1/2+5,000円																							
	2万円超	15,000円																							
①、②の両方がある場合	(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)																								
寄附金控除額	①その年に支出した特定寄附金の額の合計額 ②その年の総所得金額等の40%相当額			{ いずれか低い金額 - 2,000円 }																					
障害者控除額	障害者1人につき 27万円 ただし、特別障害者 40万円、同居特別障害者 75万円																								
寡婦控除額	27万円	ひとり親控除額	35万円	勤労学生控除額	27万円																				
配偶者控除額 (配偶者が事業専従者の場合は適用なし)	納税者の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1千万円以下	控除対象配偶者 38万円 26万円 13万円	老人控除対象配偶者 48万円 32万円 16万円	(注) 納税者の所得が1千万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は適用されます。																					
配偶者特別控除額 (控除対象配偶者の場合は適用なし) (配偶者が事業専従者の場合は適用なし)	配偶者の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1千万円以下 48万円超95万円以下 100万円以下 105万円以下 110万円以下	納税者の合計所得金額 900万円 950万円以下 1千万円以下 38万円 26万円 13万円 36万円 24万円 12万円 31万円 21万円 11万円 26万円 18万円 9万円	配偶者の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 1千万円以下 115万円以下 120万円以下 125万円以下 130万円以下 133万円以下	納税者の合計所得金額 900万円以下 950万円以下 1千万円以下 21万円 16万円 11万円 8万円 6万円 4万円 3万円	7万円 6万円 4万円 2万円 1万円																				
扶養控除額 (扶養親族が事業専従者の場合は適用なし)	(注) 納税者の所得が1千万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に適用されます。			老人扶養親族 (70歳以上) 同居老親等以外の者 48万円 同居老親等 58万円																					
基礎控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>個人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>			個人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円												
個人の合計所得金額	控除額																								
2,400万円以下	48万円																								
2,400万円超2,450万円以下	32万円																								
2,450万円超2,500万円以下	16万円																								
2,500万円超	0円																								

◎令和5年度
納税表彰受彰者

受彰された皆様は、いずれも多年にわたり、率先して正しい税知識の普及及び納税道義の高揚に多大な貢献をされてこられました。ここに深く敬意を表し心からお慶び申し上げます。

栄えある受彰者は次の方々です。

(敬称略・順不同)

吉野税務署長表彰

森本 昌清（吉野町）
辰巳 早苗江（吉野町）

吉野納税協会会长表彰

吉野歯科医師青色申告会（大淀町）
吉野町商工会（吉野町）
小川 朋子（大淀町）

近畿納税貯蓄組合連合会会長表彰
(吉野納税貯蓄組合連合会副会長)
中谷 圭佑
(吉野納税貯蓄組合連合会 理事)

会長感謝状

安川 光平
(吉野納税貯蓄組合連合会 理事)

◎令和5年度
中学生の「税についての作文」
入選者一覧(敬称略・順不同)

☆公益財団法人

納税協会連合会会長賞

川上中学校 3年 脇田 詩菜

☆公益社団法人

吉野納税協会会长賞

吉野中学校 1年 佐々木 舞

上北山やまゆり学園 9年 小谷 海
東吉野中学校 3年 横本 瑛仁

☆奈良県

納税貯蓄組合総連合会会長賞

天川小中学校 9年 堀口 博匡

☆奈良県知事賞

大淀中学校 1年 水本 大輔

☆奈良県

租税教育推進連絡協議会会長賞

下北山小中学校 9年 上田 百恵

☆奈良県

吉野町長賞

吉野中学校 3年 植本 凌久

☆奈良県

吉野郡内町村長賞

吉野中学校 1年 武林 怜奈

☆奈良県

大淀町長賞

大淀中学校 3年 辰巳 武隈

☆奈良県

大淀町長賞

大淀中学校 3年 平上 瑛翔

☆奈良県

下市町長賞

下市あきつ学園 9年 溝脇 梨代

☆奈良県

黒滝村長賞

黒滝中学校 3年 樋口 綾莉

☆奈良県

天川村長賞

天川小中学校 3年 天音 魁星

☆奈良県

十津川村長賞

十津川中学校 3年 千葉 倖

☆奈良県

下北山村長賞

下北山小中学校 7年 堀井 絹莉

☆奈良県

上北山村長賞

上北山やまゆり学園 9年 峯 絹花

☆奈良県

川上村長賞

川上中学校 3年 金岩 奏佑

☆奈良県

東吉野村長賞

東吉野中学校 3年 西田 直人

☆奈良県

下市あきつ学園 9年 六雄 称子

☆奈良県

浦西 亮太

☆奈良県

大淀中学校 2年 坂口 結郁

新規会員募集中!



公益社団法人
吉野納税協会

ご入会の
お申込み

〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町丹治200-3
TEL 0746-32-2294 FAX 0746-32-1503
E-mail : yosino@nk-net.co.jp
<https://www.nk-net.co.jp/yosino/>

吉野納税協会
ホームページ



吉野税務署からのお知らせ

« 吉野税務署で確定申告の申告相談を希望される方へ »

➤ 確定申告会場では、スマートフォンを利用した申告書の作成を推進していますので、スマートフォンをお持ちの方は、ご自身の『スマートフォン』と『マイナンバーカード』(取得している方のみ)に加え、『マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(4桁・6桁以上)』をご持参ください。

【ご注意ください!】

「土地や建物等の譲渡所得」、「金地金などの総合譲渡」、「山林所得」、「贈与税」の相談は、担当者が従事している「曜日指定」での対応となります。

相談日:上記開設期間中の 月・木・金曜日(2/29(木)は除く)

DX推進・住民サービス向上の街宣言式

11月30日、YOSHINO GATEWAYにて、吉野納税協会・吉野町など官民6団体共催による、「DX推進・住民サービス向上の街宣言式」が開催されました。

「DX推進・住民サービス向上の街宣言」へ関係団体の代表者による署名式の後、DX推進・住民サービス向上の街宣言が行われ、吉野納税協会より、吉野の桜にちなんだ「サクッとラクに！申告・納税はマイナンバーカードとスマホで！」のキャッチフレーズを用いた広報用ステッカーの交付が行われました。交付後、吉野税務署より、DX推進・住民サービス向上に向けた取り組み状況の説明が行われ、取り組みの一環として、宣言式の立会人である光明寺住職兼シンガーソングライター三浦明利さんによるスマートフォンでの確定申告体験を実施いただきました。

締めくくりには、三浦明利さん作詞・作曲の生歌を披露していただき、式典は最高の盛り上がりとなりました。

宣言式の模様は、奈良新聞、読売新聞、吉野町ケーブルテレビなどのメディアに取り上げられ、関係民間団体等との連携・協調及び納税道義の高揚につながる効果的なイベントとなりました。

